

自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父、母、原発事故時未就学の子1名）について、申立人子が難病に罹患しており、避難生活に困難を伴ったことを考慮して、申立人子に対し精神的損害の増額分として一時金10万円が賠償されるとともに、当該子を介護した申立人父母に対しても同じく精神的損害の増額分として一時金10万円が賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 生活費増加費用及び移動費用
- (2) 精神的損害
- (3) 精神的損害（一時金）

2 期間

上記（1）乃至（3）について

平成23年3月11日から同年12月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項所定の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対し、金1,200,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 生活費増加費用及び移動費用 | 金600,000円 |
| (2) 精神的損害 | 金400,000円 |
| (3) 精神的損害（一時金） | 金200,000円 |

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2記載の金員のうち、金840,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月23日

（仲介委員 竹内 英一郎）